

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和8年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、地方分権改革有識者会議に報告
- 計画策定等については、令和5年3月に閣議決定した「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進

3. 対応状況（精査中）

- 令和7年の提案のうち、関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの等を除き、355件について内閣府と関係府省との間で調整

（件数）

提案の趣旨を 踏まえ対応	現行規定で 対応可能	小計 (A)	実現できな かったもの (B)	合計 (C) = (A+B)
288	24	312	43	355

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(案)【概要】

〔R7年の提案数:355件(R6:257件) うち実現・対応割合:88 %【P】(R6:86%)〕

(件数は分権室による推計値)

1 デジタル化による国民の利便性向上

支 障 事 例

対 応 方 針

効 果

① 事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化（e-Govの活用）

・事業者からの申請・届出を郵送や窓口で対応している場合があり、負担が生じている。	・事業者による届出について、オンライン化を可能に（e-Gov（政府共通の電子申請システム）の活用）。 （i）騒音規制法に基づく特定建設作業の届出 （ii）振動規制法に基づく特定建設作業の届出 など	・事業者の負担を軽減。手続迅速化。 （i）届出件数：約9万件/年 （ii）届出件数：約5万件/年
--	--	--

② 公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略

・公営住宅に入居する住民は毎年度の収入申告書の提出が必要であり、住民や地方公共団体に負担が生じている。	・マイナンバー制度における情報連携等によって所得情報等を把握し、毎年度の書面での収入申告を不要とすることを検討。	・住民の負担を軽減。地方公共団体における督促等の事務負担を軽減。 ※公営住宅の入居戸数：約165万戸（令和5年度末時点）
---	--	---

③ 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に

・投資家層の拡大に向けて、社債と同様に、デジタル証券による地方債を発行したい。	・地方債のデジタル証券方式での発行を可能に。	・投資家層の拡大による資金調達手段の多様化に寄与。
---	------------------------	---------------------------

2 人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

支 障 事 例

対 応 方 針

効 果

④ 空家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能に

・空家等の管理・活用をより円滑に支援するためには、空家等管理活用支援法人に、ワンストップでの対応が期待でき、地域活性化の推進役となり得る法人を更に追加する必要がある。	・空家の管理等を行う事業者間の調整等を担える法人として、商工会議所・商工会等の非営利法人の指定を可能に。	・効率的・効果的な空家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与。
---	--	-----------------------------------

⑤ 公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能に

・入居率の低下や老朽化した公営住宅の団地集約を行おうとする場合、建替事業を実施しないと入居者へ住宅の明渡請求ができない。	・入居者の居住権の保護などを勘案した上で、建替事業を実施しない場合でも明渡請求を可能とすることについて検討。	・公営住宅の管理運営の効率化や自治体の負担軽減等に寄与。
--	--	------------------------------

⑥ 土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能に

・人口減少下における市街化区域の設定にあたっては、現行の将来人口に基づき設定する方法（人口フレーム方式）だけでは、有効な土地利用が困難。	・土地利用の現状や将来見通しに基づき市街化区域の設定が可能であることを周知。	・地域の実情に応じた土地利用によるまちづくりの推進に寄与。
--	--	-------------------------------

3 自治体業務の簡素化・効率化

支 障 事 例

対 応 方 針

効 果

⑦ 経由事務の廃止及び経由調査の見直し		
・ 経由事務(国への申請等が地方公共団体を經由する事務)や経由調査(国の調査で地方公共団体が集計する調査)において、地方公共団体に事務負担が生じている。	・ 経由事務の廃止及び経由調査の見直し。 (i) 管理栄養士、薬剤師、精神保健指定医のオンライン申請における免許証等の交付 (ii) 医薬品国家検定の申請 (iii) 栄養士養成施設等の指定等に係る手続 など	・ 手続の迅速化、事務負担の軽減。 (i) 免許証等の新規交付件数：約1.7万件/年 (ii) 医薬品国家検定申請件数：約900件/年 (iii) 栄養士養成施設等の指定等に係る手続件数：約400件/年
⑧ 都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に		
・ 都道府県が相続人特定のため戸籍証明書等の公用請求を郵送で行っており、事務負担・費用負担が生じている。	・ 都道府県がオンラインにより戸籍電子証明書等を公用請求することが可能に。	・ 事務負担・費用負担の軽減。 ※都道府県における戸籍の公用請求件数：約60万件/年
⑨ 行政書士試験に関する事務のうち委任できない事務を委任可能とし全ての試験事務を委任可能に		
・ 都道府県が行う試験問題作成等の事務は指定試験機関に委任可能とされているが、合格決定の事務のみ委任できない。	・ 合格決定の事務も委任可能とし、全ての試験事務について指定試験機関への委任を可能とするよう検討。	・ 事務負担の軽減。 ※合格証への押印 約6千件/年
⑩ 介護・障害福祉サービス等報酬関連補助金に係る支払事務について都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に		
・ 介護・障害福祉サービス等報酬の支払事務は国保連に委託可能とされている一方、関連補助金(※)の支払事務は国保連に委託できず、都道府県が直接事業者を支払っている。 ※例えば、令和6年度補正予算による福祉職員等の処遇改善等のための補助	・ 関連補助金に係る支払事務についても国保連への委託を可能とすることを検討。	・ 都道府県の事務負担を軽減、国保連による効率的な事務の実施。 ※令和6年度補正予算額 1,148億円の内数
⑪ 国への返還金に関する取扱いの見直し		
・ 障害者自立支援給付費、障害児通所給付費、診療報酬等の国庫補助金等について、不正等を行った事業者等からの返還金が徴収困難な場合、当該返還金の未徴収額について、国や都道府県から交付を受けた補助金等を含め全額返還することとされており、結果として、市町村が全額負担することとなっている。	・ 実態把握のための全国調査を行い、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応を検討。	※障害児通所給付費：児童発達支援管理責任者等、必要な人員を配置せず、約1.1億円の返還請求が生じたが、事業者の資力不足により、未徴収額が発生した事案 ※診療報酬：看護師配置基準を満たしておらず、約1.4億円の返還請求が生じたが、医療機関の破産手続開始決定がされ、未徴収額が発生した事案
⑫ 社会情勢を踏まえた事務の簡素化		
(i) 地方公共団体の財政状況等の公表回数を年2回以上から1回以上に (ii) 公社等の解散公告(債権の申出の催告)を3回以上から1回に (iii) 外部監査の補助者、土地区画整理組合の理事の住所の告示等における住所の記載内容の見直しを検討 (iv) 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け等の廃止(総務省によるインターネットでの公表) (v) 基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止(国土地理院によるインターネットでの公表)		(i) 財政状況等の公表に係る事務負担が軽減。 (ii) R5年度に解散した土地開発公社数：25(公社等数：786) (iii) R4年度の外部監査の補助者：752人 土地区画整理事業(組合による施行中)の地区数：248 (iv) 備付けを廃止する地方公共団体の事務所：約450事務所 (v) 基本測量・公共測量の公示件数：約12,450件/年 ・ 基本測量 国土地理院が実施 ・ 公共測量 費用を国又は地方公共団体等が負担して実施
⑬ 計画策定事務の見直し		
・ 離島活性化交付金等事業計画と離島振興計画等との一体的策定を可能に。 ・ 導入促進基本計画(先端設備等の導入)の策定に当たり、他の計画等からの引用を可能に。		・ 計画策定事務の負担を軽減。 ※離島活性化交付金等事業計画策定団体 26団体
⑭ 財産区議会(総会)設置条例について都道府県知事による提案に加え市区町村長等による提案も可能に【P】		
・ 財産区議会(総会)を設置・廃止する場合に、現行では都道府県知事にのみ設置・廃止に係る条例の提案が認められているため、財産区が属する市区町村は都道府県に事前相談しなければならず、事務手続きが負担。 ※ 財産区：地方公共団体の一種であり、山林や用水池等を有し、管理する法人。	・ 財産区議会(総会)を設置・廃止する条例の提案権について、都道府県知事の提案に加え、市区町村長等による提案を可能に。	・ 市区町村等自らの判断で条例の提案が可能に。 ※令和5年度財産区総数：3,930(うち議会を設けている財産区：591、総会を設けている財産区：20))

令和7年の地方からの提案に関する対応状況

分類 年	提案の趣旨を 踏まえ対応 a ※1	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d ※2	実現・対応 の割合 c/e
	(件数)	(件数)	(件数)	(件数)	(件数)	(割合)
H26	263	78	341	194	535	64%
H27	124	42	166	62	228	73%
H28	116	34	150	46	196	77%
H29	157	29	186	21	207	90%
H30	145	23	168	20	188	89%
R元	140	20	160	18	178	90%
R 2	142	15	157	11	168	93%
R 3	145	2	147	13	160	92%
R 4	198	15	213	22	235	91%
R 5	146	9	155	21	176	88%
R 6	202	19	221	36	257	86%
R 7 (精査中)	288	24	312	43	355	88%

※1：引き続き検討することとしたものを含む ※2：各年の提案件数のうち、関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの等を除き、関係府省と調整を行った件数